

氏名（本籍）	ほそがや こうへい 細萱 航平（長野県）
学位の種類	博士（学術）
学位記番号	甲第141号
学位授与年月日	2020年3月23日
学位授与の要件	広島市立大学大学院学則第36条第2項及び広島市立大学学位規程第3条第2項の規定による
学位論文題目	日本における自然災害のモニュメントと美術の関わりの変遷
論文審査委員	主査 教授 伊東 敏光 委員 教授 チャールズ・ウォーゼン 委員 教授 関村 誠 委員 准教授 石松 紀子

## 論文内容の要旨

明治時代に西洋文化の流入に伴って西洋のモニュメントの文化が日本に入りこむと、それまでは碑が主体であった日本におけるモニュメントの近代化が始まる。一方で力武 常次の研究を整理すると、関東大震災の時点では西洋由来のモニュメントが災害のモニュメントとして設えられるのはまれで、依然として碑や仏教偶像が主体であり、建立目的も追悼や慰霊が主であった。戦争の機運の高まりとともに、記念碑制作の社会的需要が増加すると、皇紀 2600 年の契機と相まって彫刻家が積極的に兵隊や勤皇の士をモニュメントとして建立するケースが増えた。戦後には戦中に培われたノウハウや建立されたモニュメントが平和のモニュメントへと転用されるようになり、災害のモニュメントが近代化する。以降は時々の美術の潮流の影響を受けながら、阪神淡路大震災では「パブリックアート」の議論が災害のモニュメントに影響を与え、ガレキ・プロジェクト 100 や神戸の壁のように遺構や被災物をプロジェクト型の取組みによって災害のモニュメントとする動きが現れ、その 10 年後には大野良平の《記憶の中の「生」》の再現プロジェクトのようにアートプロジェクトの影響下にある災害のモニュメントが見られるようになる。このように、東日本大震災以前までは美術の動向が災害のモニュメントに大きな影響を与えていた。

一方、東日本大震災では震災直後に行政関係者と有識者により結成された東日本大震災復興構想会議の中で追悼と震災の記録の伝承のための空間型の震災祈念施設の重要性が認識され、災害のモニュメントが復興計画に組み込まれた。これを発端として防災のための記憶の伝承が国家レベルで推進され、災害のモニュメントに期待される機能もこれに一元化されていく。その結果被災歴のある「本物」の実物資料の重要視へと繋がり、相対的にアーティストが手掛ける災害のモニュメントが「非本物」であることが浮き彫りにされた。東日本大震災以降においては災害のモニュメントの在り方を変化させたのは行政側からの力学で、美術はその影響を受ける側となった。

このような趨勢に対して、オリジナルを代替する偽物の災害のモニュメントが目立ち始める。佐竹真紀子の偽バス停は偽物であることによって地元の人々に過去を喚起、未来を想像させることを可能にし、また山内宏泰の偽物の物語のキャプションは被災物が未来への警告のための被災物であることを可能にしていた。方で 奇跡の一本松はその枯死の後に現状が維持されるように保存処理を行ったものであるが、その一部に元の組織を有し、また遠距離からの鑑賞が推

奨されるために、それが「本物」か「非本物」かという判断が難しく、松は「本物」であるように振舞う。これにより奇跡の一本松が持つ物語と象徴性が延命されている。このように災害のモニュメントの「本物」と「非本物」の境界は曖昧で、それは災害のモニュメントの価値を決定付けるものではない。

遺構や被災物の場合はそれが被災していることを前提とするために、そこに被災前、被災、被災後というひとつらなりの災害の物語を見いだすことができる。一方で、アーティストの手掛ける「非本物」の災害のモニュメントの場合、それが置かれる場所と関係を持つことによってそこに堆積する無軌道で断片的な記憶の群に一定の秩序が与えられ、人々がある方向性に基づいてそれら記憶の群を物語として読み解くことを可能にする。それは、国や自治体が設える災害のモニュメントが災害の記憶をとりまとめ、国や自治体の大きな災害の歴史をつくっていくのとは対照的に、大きな災害の歴史から零れ落ちてしまうような、あるいはそれに埋没してしまうような記憶の断片を救済し、それぞれの解釈に基づいてその物語を受け取ることを許容するものである。

アーティストによる偽物の災害のモニュメントはその土地に存続する小さなコミュニティの記憶に対しても機能できるため、災害のモニュメントのプライベート化が起きている。これによりアーティストの災害のモニュメントは大きな災害の歴史の中では匿名となって顧みられないような個人やコミュニティの物語を読みこむことを可能にする。そのような性質は災害の文脈において失われてしまった何かを代替するものと呼び戻す行為として解釈できる。偽物の災害のモニュメントは喪失してしまった生活や人々を象徴する偽物を複製する行為となるため、彼らを思いだし追悼する行為を意味する。そのような偽物の災害のモニュメントを起点としてコミュニティが追悼と再起の祝祭へと突入していく様は、それ自体がコミュニティによる鎮魂のための行為であり、その点において偽物の災害のモニュメントとは現代における追悼のためのモニュメントと考えられるとされる。太古から災害の破壊と再起の繰り返しのうちにある日本において、美術とは、それでも人々が生きていこうとするための術と言えるであろう。

## 論文審査の結果の要旨

本論文は、災害モニュメントの歴史的推移を把握し、アーティストがモニュメントといかに関わるべきかという問題意識から、災害の多い日本における芸術活動の意義の一側面について考察を展開している。第1章では、近代以降の災害モニュメントの変遷史を辿ることで、美術の動向とモニュメント制作との関係を捉え、実物資料の重視により死者への追悼や慰霊から記憶の継承へと機能がシフトしてきたことが確認される。その中で、創造的な活動をするアーティストが関係する偽物の効用や可能性の問題が導出されていく。それを受けて第2章では、被災物の本物や偽物と関わる活動の取り組みについて具体例をもとにその意義が考察されて、モニュメントが偽物であるとしても、それが記憶の継承のみではなく、物語性をもたらし得るといふ象徴的機能の意義が説かれる。第3章では、断片的な記憶を個人やコミュニティの歴史としてすくい上げるなど、災害を象徴する物語の展開にアーティストが寄与することによって追悼の機能が付与される可能性があらためて強調される。本論文では、具体的事例の丹念な調査をもとに、説得力ある議論展開がなされ、実物資料が重視される中で、アーティストの手がけるモニュメントが、記憶に一定の秩序を与えて、コミュニティ固有の生活に積極的な展開の契機を与える可能性を持ち、その点にこそアートの関与する価値を見出しうることを主張され、災害とアートの今後の関係に対する提起をも含む独自の見解が見られる。以上のことから、本申請において論文合格とした。